

自営業者の判定

認定対象者が自営業者の場合、健康保険では、総収入金額から「直接的必要経費」のみを差し引いた残りの額が生計を維持するため投入し得る収入額ととらえます。

「直接的必要経費」は、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めています。
 (詳細は下記の「一覧」を参照)「収支内訳書(または青色申告書)」の総収入金額から「直接的必要経費」に該当する経費を差し引いて、収入を計算します。)

【一覧】

「○」…直接的必要経費として認める経費
 「△」…収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます
 「×」…直接的必要経費として認めない経費
 ※収支内訳書等の経費欄の項目にない経費については、「雑費」と同様に取り扱います。

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
売上原価	○	雇入費	×	給料賃金	×
租税公課	×	小作料・賃借料	×	減価償却費	×
荷造運賃	○	減価償却費	×	貸倒金	×
水道光熱費	△	貸倒金	×	地代家賃	△
旅費交通費	△	利子割引料	×	借入金利子	×
通信費	△	租税公課	×	租税公課	×
広告宣伝費	×	稲苗費	○	損害保険料	×
接待交際費	×	素畜費	○	修繕費	×
損害保険料	×	肥料費	○	雑費	×
修繕費	×	飼料費	○	専従者控除	×
消耗品費	△	農具費	×		
減価償却費	×	農薬費・衛生費	○		
福利厚生費	×	諸材料費	○		
給料賃金	×	修繕費	×		
外注工賃	○	動力光熱費	△		
利子割引料	×	作業用衣料費	×		
地代家賃	△	農業共済掛金	×		
貸倒金	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	×		
貸倒引当金	×	雑費	×		
青色申告特別控除額	×	農産物以外の棚卸高	×		
専従者控除	×	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	×		
		専従者控除	×		